

通所リハビリテーション料金表

令和元年更新

項 目		円/日	
通常規模事業所	1 時間以上 2 時間未満(個別リハ必須) ※1 1 時帰り	要介護 1	331
		要介護 2	360
		要介護 3	390
		要介護 4	419
		要介護 5	450
	2 時間以上 3 時間未満	要介護 1	345
		要介護 2	400
		要介護 3	457
		要介護 4	513
		要介護 5	569
	3 時間以上 4 時間未満	要介護 1	446
		要介護 2	523
		要介護 3	599
		要介護 4	697
		要介護 5	793
	4 時間以上 5 時間未満※1 4 時帰り	要介護 1	511
		要介護 2	598
		要介護 3	684

	要介護4	795
	要介護5	905
5時間以上6時間未満	要介護1	579
	要介護2	692
	要介護3	803
	要介護4	935
	要介護5	1,065
6時間以上7時間未満※16時帰り	要介護1	670
	要介護2	801
	要介護3	929
	要介護4	1,081
	要介護5	1,231
7時間以上8時間未満	要介護1	716
	要介護2	853
	要介護3	993
	要介護4	1,157
	要介護5	1,317

サービス提供体制強化加算Ⅱ		6
リハビリ提供体制加算	3時間以上4時間未満	12
	4時間以上5時間未満	16

	5時間以上6時間未満	20
	6時間以上7時間未満	24
	7時間以上	28
リハビリマネジメント加算1（抜粋） ※利用開始から1ヶ月以内に施設医師又は理学療法士等が自宅へ訪問。住環境の把握を行い、リハビリ計画に反映させていただきます。		330/月
リハビリマネジメント加算2及び3（抜粋） ※医師、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員、利用されている各サービス担当者、その他ケアプラン上に明記されている関係者を招集し、利用開始から6ヶ月以内は月1回、6ヶ月以上は3ヶ月に1回、リハビリテーション会議を開催し多職種でサポート致します。		医師 1120/月 PT・OT850/月※6ヶ月以降は減算
個別リハビリは基本加算に含まれています。回数制限はありません。利用される毎に実施致します。20分以上実施。		-
短期集中個別リハビリ加算	退院・退所・認定日より3ヶ月以内 リハビリは40分以上実施	110
認知症短期集中リハ加算1 (退院退所または通所開始3ヶ月以内 週2日まで)		240
認知症短期集中リハ加算2（抜粋） リハビリマネジメント加算2の算定が条件 ※月4回以上リハビリを実施、生活機能に資するリハビリを行います。		3ヶ月以内 1920/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算（抜粋） リハビリマネジメント加算2の算定が条件 ※6ヶ月を目途に生活行為の内容の充実を図るためのリハビリを行います。専門的な知識を有する作業療法士又は研修を修了した理学療法士が担当します。		3ヶ月以内 2000/月 6ヶ月以内 1000/月
生活行為向上リハビリテーション実施後の減算（抜粋） 6ヶ月以上リハビリを続ける場合に減算		6ヶ月以内 基本加算 100分の15/月
栄養改善加算		150
口腔機能向上加算		150
入浴介助加算		50

送迎減算	片道 47
社会参加支援加算	12
中重度ケア体制加算	20
重度療養加算	100
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1.7%
介護職員処遇改善加算Ⅰ	4.7%
食費	630/日
日用品費	100/日

介護予防リハビリテーション

項 目		円/月
要支援1		1,721
要支援2		3,634
サービス提供体制強化加算Ⅱ	要支援1	24
	要支援2	48
事業所評価加算		
リハビリマネジメント加算		330
運動器機能向上加算		225
栄養改善加算		150
口腔機能向上加算		150
選択的サービス複数加算 運動・栄養・口腔加算の内、複数組み合わせた場合		2種類 480 3種類 700
若年性認知症利用者受入加算		240
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		1.7%
介護職員処遇改善加算Ⅰ		4.7%
食費		630/日
日用品費		100/日

